

令和元年5月28日

お客様各位

東和警備保障株式会社  
代表取締役 宇田川 剛

弊社に対する指示処分に関するご報告

謹啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、弊社は国土交通省関東整備局より、「マンション管理の適正化の推進に関する法律」第81条に基づき、下記のとおり指示処分を受けましたのでご報告申し上げます。

本件は、弊社が管理事務を受託している複数の管理組合において、管理組合財産を、弊社の元社員が不正に着服し、管理組合様に損害を与えたことによるものです。

弊社は、事件判明後速やかに管理組合様に対するご報告とお詫び、損害の補填をさせていただきました。なお、当該管理組合様以外には、同様の事象がないことを確認しております。

弊社は、この度の処分を厳粛に受け止め、既に再発防止に向けた社員教育及び業務フローの見直しに取り組んでおりますが、今後もより一層コンプライアンスの強化を図り、お客様の信頼回復に向け全社一丸となって努めてまいります。

お客様には多大なご迷惑とご心配をお掛けしますことを深くお詫び申し上げますとともに、引き続きご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

敬白

記

1. 処分年月日

令和元年5月28日

2. 処分

マンション管理の適正化の推進に関する法律、第81条に基づく指示処分

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

東和警備保障株式会社 マンション管理部 03-5362-2846  
(受付時間：9：00～17：30 土曜日・日曜日・祝日除く)